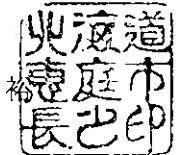


恵庭市告示第131号

令和3年恵庭市告示第28-2号(新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施について)の一部を次のとおり改正し、令和5年11月1日から適用する。

令和5年11月9日

恵庭市長 原 田



記

令和3年恵庭市告示第28-2号中次の表の改正前の欄に掲げる語句を同表の改正後の欄に掲げる語句に改める。

改正前		改正後	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 使用するワクチン		3 使用するワクチン	
(1) 初回接種		(1) 初回接種	
初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。		初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者(令和5年秋開始接種を受けたものを除く。)に対して接種すること。	
(新設)	(新設)	<u>新型コロナウイルス</u> <u>(SARS-CoV-2)</u> <u>RNA ワクチン(令和3年5月21日に</u> <u>武田薬品工業株式</u> <u>会社が医薬品、医療</u> <u>機器等の品質、有効</u> <u>性及び安全性の確</u> <u>保等に関する法律</u> <u>(昭和35年法律第</u> <u>145号。以下「法</u> <u>という。)第14条</u> <u>の承認を受けたも</u> <u>のであって、アンデ</u> <u>ュソメランを含む</u>	<u>生後6月以上の</u> <u>者</u>

改正前		改正後	
<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>	<p>ものに限る。） コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNA ワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、ラクストジナメランを含むものに限る。）</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>	<p>組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2) ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>12歳以上の者</p>

改正前		改正後	
<p>新型コロナウイルス （SARS-CoV-2） RNA ワクチン（令 和4年10月5日に ファイザー株式会 社が法第14条の承 認を受けたもので あって、ラクストジ ナメランを含むも のに限る。）</p>	<p>1回目の接種時に おいて生後6月 以上5歳未満の 者</p>	<p>新型コロナウイルス （SARS-CoV-2） RNA ワクチン（令 和4年10月5日に ファイザー株式会 社が法第14条の承 認を受けたもので あって、ラクストジ ナメランを含むも のに限る。）</p>	<p>1回目の接種時に おいて生後6月 以上5歳未満の 者</p>
(2) (略)		(2) (略)	